

解除承認基準（飲食店等）

指定場所	禁止行為	解除の基準																																							
舞台	喫煙	1 演技上必要なものに限ること。 2 喫煙設備を設けること。 3 消火器具を設けること。 4 従業員等による監視体制が講じられていること。																																							
	裸火使用	1 可燃物から、次に定める安全な距離を確保していること。 (1) 条例で火災予防上安全な距離が定められている場合は、当該距離以上であること。 (2) (1)以外の場合は、火炎の幅及び長さに応じ、表1に規定する距離以上であること。 表1 単位cm <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="6">火炎の幅</th> </tr> <tr> <th>40以内</th> <th>50以内</th> <th>60以内</th> <th>70以内</th> <th>80以内</th> <th>100以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="2">火炎の長さ</th> <th>20以内</th> <td colspan="4">100</td> <td colspan="2">150</td> </tr> <tr> <th>20超40以内</th> <td>100</td> <td>150</td> <td>200</td> <td>250</td> <td>300</td> <td>350</td> </tr> </tbody> </table> 2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 3 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。 4 使用者が、裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 5 消火器具を設けること。 6 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具 (2) 気体燃料を熱源とするカートリッジ式の火気使用設備器具 (3) 火薬類を消費する場合は、次に掲げるものであること。 ア 音又は煙を出すための煙火に限ること。 イ 煙火は、固定して消費すること（拳銃等の形態による消費を除く。） ウ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。 (4) その他の裸火 ア 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するものは、火花の飛散距離が2m以内であること。 イ 火炎を有するものは、舞台部の空間の高さに応じて、火炎の長さが表2に規定する長さ以内であること。 表2 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">舞台部の空間の高さ</th> </tr> <tr> <th>8m未満</th> <th>8m以上10m未満</th> <th>10m以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>火炎の長さ</th> <td>20cm</td> <td>30cm</td> <td>40cm</td> </tr> </tbody> </table> ウ 瞬間的に燃焼する場合の炎の大きさは、必要最小限とすること。			火炎の幅						40以内	50以内	60以内	70以内	80以内	100以内	火炎の長さ	20以内	100				150		20超40以内	100	150	200	250	300	350		舞台部の空間の高さ			8m未満	8m以上10m未満	10m以上	火炎の長さ	20cm	30cm
		火炎の幅																																							
		40以内	50以内	60以内	70以内	80以内	100以内																																		
火炎の長さ	20以内	100				150																																			
	20超40以内	100	150	200	250	300	350																																		
	舞台部の空間の高さ																																								
	8m未満	8m以上10m未満	10m以上																																						
火炎の長さ	20cm	30cm	40cm																																						
危険物品持込		1 従業員等による監視体制が講じられていること。 2 消火器具を設けること。 3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。 (1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。																																							

	み	<p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める数量の100分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量が0.5kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量0.5kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。)</p> <p>(4) 火薬類（打上煙火を除く。） 火薬又は爆薬の量により、1回の公演当たり次の個数以下であること。 ア 0.1g以下のものは、30個 イ 0.1gを超え15g以下のものは、5個</p>
公衆の出入り込みする部分	危険物の持ち込み	<p>1 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>2 消火器具を設けること。</p> <p>3 解除される範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の20分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める数量の20分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量が10kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量10kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。)</p>